

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 (都市公園安全・安心対策事業：都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業)

(事業開始年度：平成21年度)

— 国土交通省都市局公園緑地・景観課 —

事業の目的・概

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

- 〈採択要件〉
- 1 対象事業の要件
 - (1) 都市公園の防犯性の向上（ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラ、照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。）
 - (2) 都市公園の豪雨対策
 - (3) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修
 - (4) 都市公園における公園施設のバリアフリー化
 - (5) 都市公園における感染症対策（ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。）
 - 2 事業費の要件
 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上

補助率

施設費：1／2
 用地費：1／3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線：6992、6993 6996、6997
-------	--	------	--------------------------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
(都市公園等事業：都市公園事業)

(事業開始年度：平成22年度)

— 国土交通省都市局公園緑地・景観課 —

事業の目的・概要

都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カンントリーパーク）の整備等を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図る。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

「都市公園事業」とは、以下に掲げる1から3までの要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。（防災・安全社会資本整備交付金で事業を行う場合は、1から4までの要件を満たす都市公園の整備に関する事業）

- 1 面積要件
原則として2ha以上とする。ただし、街区公園、近隣公園、都市緑地を除く。
- 2 総事業費要件
2.5億円以上
- 3 都市公園等整備水準要件
以下の(1)又は(2)の要件を満たすこと。ただし、(3)に定める都市公園の整備については、これを適用しない。
(1) 一の市町村の区域内における以下の①から③までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
① 都市公園
② 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
③ 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
(2) 同市町村の DID 地域内における上記(1)の①から③までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
(3) 以下の都市公園の整備であること
① 国家的事業関連公園
② 大規模公園
③ 防災公園
④ 自然再生緑地
⑤ 地域づくり拠点公園
⑥ 低炭素まちづくり公園
- 4 対象要件
当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること

補助率

施設費：1／2
用地費：1／3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線：6992、6993 6996、6997
-------	--	------	--------------------------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 (都市公園安全・安心対策事業：公園施設長寿命化計画策定調査)

(事業開始年度：平成21年度)

— 国土交通省都市局公園緑地・景観課 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>都市公園における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取組を推進し、もって公園施設の更新需要への効果的・効率的な対応を通じたストックの有効利用を図る。</p>	
<p>事業実施主体</p>	<p>地方公共団体</p>	
<p>定義</p>	<p>「公園施設長寿命化計画」とは、公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都市公園整備状況 ② 計画期間（概ね10年以上） ③ 対象都市公園（種別別公園数、選定理由） ④ 対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由） ⑤ 健全度を把握するための点検調査結果の概要 ⑥ 日常的な維持管理に関する基本方針 ⑦ 公園施設の長寿命化のための基本方針 ⑧ 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等 ⑨ 計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額） <p>なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ長寿命化対策を実施しない場合よりもライフサイクルコストが安価となるものであること。</p>	
<p>対象事業等</p>	<p>本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。</p> <p>※本事業は、令和5年度までの措置とする。（ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては令和2年度までの措置とし、令和3年度から令和5年度までは公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。）</p>	
<p>補助率</p>	<p>1 / 2</p>	
<p>県主管課名</p>	<p>県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)</p>	<p>電話番号 26-7193 内線：6992、6993 6996、6997</p>

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 (都市公園安全・安心対策事業：公園施設長寿命化対策支援事業)

(事業開始年度：平成26年度)

— 国土交通省都市局公園緑地・景観課 —

<p>事業の目的・概要</p> <p>事業実施主体</p> <p>対象事業等</p> <p>補助率</p>	<p>公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を実施し、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減を図る。</p> <p>地方公共団体</p> <p>「公園施設長寿命化対策支援事業」とは、以下に掲げる1から3の要件を満たす事業をいう。</p> <p>1 対象事業要件 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築。</p> <p>2 総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。</p> <p>3 面積要件 原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。 なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の面積要件を適用する。（2ha未滿の防災公園において、平成28年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る）。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。</p> <p>1 / 2</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7193 内線：6992、6993 6996、6997</p>

社会資本整備総合交付金（市民農園等整備事業）

（事業開始年度：平成6年度）

－ 国土交通省都市局公園緑地・景観課 －

事業の目的

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園の整備を実施する事業の円滑な運用を図る。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

〈対象要件〉

- 1) 分区園を主体とする都市公園
- 2) 一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園（ただし、都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域に限る。）
- 3) 生産緑地において、「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」に規定する特定都市農地貸付け又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸し付けの承認を受けた地方公共団体や緑地保全・緑化推進法人が開設する市民農園（市民農園整備促進法第11条の規定に基づき承認を受けたものとみなされる市民農園を含む。）

〈面積要件〉

- 面積は原則として0.25ha以上であること。ただし、以下の場合を除く。
- 1) 都市緑地にあつては概ね0.1ha以上であること。（農協等が設置する分区園と一体として市町村が休憩施設等の園地のみを整備するものについてはその合計面積。）
 - 2) 集約化地域外において、生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は賃借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、条例等で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。
 - 3) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域内において、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがある生産緑地の買取り申し出に基づく農地の買取り又は賃借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。
 - 4) 都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、農地の買取り又は賃借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は賃借を行う場合で、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。

〈対象事業内容〉

園路、広場、植栽、休憩施設等の施設整備及び用地取得とする。

採 択 要 件

〈採択要件〉

- 1) 良好な都市環境の形成に資するとともに、適切な市民利用が図られるよう地域の実情に応じた位置、規模等を備えること。
- 2) 借地して設置する場合、事業主体が、土地所有者と賃貸借契約等により、概ね10年以上の権原を取得するものであること。
- 3) 原則として都市計画施設（公園又は緑地）であること。ただし、借地による場合及び買取り申出がされた生産緑地地区又は都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において農地の買取りを行う場合を除く。

補 助 率

施設費：1／2
用地費：1／3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線：6992, 6993 6996, 6997
-------	--	------	--

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金
(都市公園ストック再編事業)

(事業開始年度：平成27年度)

— 国土交通省都市局公園緑地・景観課 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る。</p>
<p>事業実施主体</p>	<p>地方公共団体</p>
<p>対象事業等</p>	<p>〈事業計画〉 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。また、計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。 ①計画期間中の再編方針と目標、及びその効果 ②計画期間中の事業実施箇所及び再編内容 ③計画期間中の事業実施箇所における概算事業費</p> <p>〈都市要件〉 下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。 ①立地適正化計画 ②緑の基本計画 (ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。)</p> <p>〈対象事業内容〉 ①施設整備 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める公園施設の整備。 ②用地取得 都市公園の用地の取得。</p> <p>〈総事業費要件〉 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円(都道府県事業は30百万円)×計画年数以上であるもの。</p>
<p>補助率</p>	<p>施設費：1/2 用地費：1/3</p>
<p>県主管課名</p>	<p>県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)</p>
<p>電話番号</p>	<p>26-7193 内線：6992, 6993 6996, 6997</p>

緊急自然災害防止対策事業債 (都市公園防災)

(事業開始年度：令和元年度)

— 総務省自治財政局調整課、地方債課 —
— 国土交通省都市局公園緑地・景観課 —

事業の目的・概	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策と連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進し、災害の発生防止又は災害の拡大防止を図る。(令和7年度まで)
事業実施主体	地方公共団体
事業要件	対象事業内容 地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される以下の地方単独事業(国庫補助事業(社会資本整備総合交付金等における都市公園事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業等)の要件を満たさない事業を対象)。 ①施設整備 都市公園法施行令第31条各号に掲げる公園施設の整備 ②用地取得 都市公園の用地の取得 (国庫補助事業の要件を満たさない事業の例) ○都市公園事業 ・公園面積が2ha(三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha)未満であること ・総事業費が2.5億円未満であること 等 ○都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 ・総事業費が30百万円×計画年数未満であること
補助率	地方債(充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%)
県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)
電話番号	26-7193 内線：6992, 6993 6996, 6997

【 公 園 】

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）
（都市公園施設）

（事業開始年度：令和元年度）

－ 総務省自治財政局調整課 －
－ 国土交通省都市局公園緑地・景観課 －

事業の目的・概要

都市公園施設の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する。
（令和8年度まで）

事業実施主体

地方自治体

事業要件

- 1 対象事業内容
対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策（事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの）のうち、国庫補助事業の要件を満たさない以下の事業とする。
 - ① 2ha未満の都市公園における公園施設の改築（ただし、遊戯施設の改築を除く）
 - ② 公園施設の改築で、総事業費が3千万円×事業年数未満であるもの。
- 2 事業要件
 - ① 国土交通省が定める管理方針（インフラ長寿命化計画等）を踏まえて実施される事業であること。
 - ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された事業であること。

補助率

地方債（充当率90%、交付税算入率30～50%）

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 （都市公園担当）	電話番号	26-7193 内線：6992, 6993 6996, 6997
-------	--	------	--

社会資本整備総合交付金
(グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)

(事業開始年度：令和2年度)

— 国土交通省都市局公園緑地・景観課 —

事業の目的・概要

公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う。

事業実施主体

地方公共団体

事業要件

以下に掲げる「通常型」又は「防災・減災推進型」の要件を満たすもの。

【通常型】

- 1 社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を記載すること
 - (1) 事業計画の区域
 - (2) 事業計画の目標
 - (3) 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - (4) 計画期間
 - (5) 事業計画の対象となる地区の名称
 - (6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - (7) 事業計画の評価に関する事項
- 2 緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。
- 3 (2)で記載する目標は以下(1)及び(2)を満たすものとする。
 - (1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
 - (2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること。
- 4 交付対象となる事業は、以下(1)及び(2)を満たすものとする。
 - (1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
 - ①公園緑地の整備及び用地取得
 - ②公共公益施設の緑化
 - ③民間建築物の緑化
 - ④市民農園の整備
 - ⑤緑化施設の整備
 - ⑥グリーンインフラに関する計画策定
 - ⑦整備効果の検証
 - (2) 複数の事業主体により実施するもの、または、(1)①～⑤のうち2つ以上の事業を実施するもの

【防災・減災推進型】

- 1 社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を記載すること
 - (1) 事業計画の区域
 - (2) 事業計画の目標
 - (3) 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - (4) 計画期間
 - (5) 事業計画の対象となる地区の名称
 - (6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - (7) 事業計画の評価に関する事項
- 2 緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーン

- インフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。
- 3 防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合しており、グリーンインフラの取り組みを実施することで防災・減災関連の計画の達成に寄与すること。
- 4 (2) で記載する目標は以下 (1) 及び (2) を満たすものとする。
- (1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
- (2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること。
- 5 交付対象となる事業は、以下 (1) 及び (2) を満たすものとする。
- (1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
- ①公園緑地の整備及び用地取得
 - ②公共公益施設の緑化
 - ③民間建築物の緑化
 - ④市民農園の整備
 - ⑤緑化施設の整備
 - ⑥既存緑地の保全利用施設の整備
 - ⑦グリーンインフラに関する計画策定
 - ⑧整備効果の検証
- (2) 複数の事業主体により実施するもの、または、(1) ①～⑥のうち2つ以上の事業を実施するもの

補 助 率

用地費：1 / 3
 施設費：1 / 2

<p>県 主 管 課 名</p>	<p>県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>2 6 - 7 1 9 3 内線：6 9 9 2, 6 9 9 3 6 9 9 6, 6 9 9 7</p>
------------------	---	-------------	---